

# **土木工事施工管理の手引**

**令和6年4月**

**大分県土木建築部  
大分県農林水産部**

- 1 施工計画書作成の手引
- 2 工事に係る提出資料
- 3 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）
- 4 工 程 管 理
- 5 品 質 管 理
- 6 出来形管理
- 7 写 真 管 理
- 8 安 全 管 理
- 9 参 考 資 料

[ 一 般 ]

- ① TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領
- ② 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領
- ③ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領
- ④ 直接基礎地盤の平板載荷試験（例）
- ⑤ 道路の平板載荷試験方法
- ⑥ 鋼橋の高力ボルト締付検査
- ⑦ 乾燥塗膜厚の評価
- ⑧ PC 枠のプラストレッシング
- ⑨ 溶接欠陥の種類と対策

[農業農村整備工事関係]

- ① 管水路の通水試験
- ② 杭の打ち止め管理（参考）
- ③ 葉液注入工事に係る施工管理等について
- ④ トンネル（NATM）観測・計測（案）
- ⑤ RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）
- ⑥ 突固め方法の種類（A・B・C・D・E）の適用について

# **1 施工計画書作成の手引**

## [1] 施工計画書作成の手引

### 1. 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、設計図書・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等を定めたものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編1-1-4.1一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するための必要な手順や工法などについての施工計画書を、監督員に提出しなければならない。」と規定している。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するように規定されている。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 施工方法（主要機材、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (6) 施工管理計画
- (7) 安全管理
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 交通管理
- (10) 環境対策
- (11) 現場作業環境の整備
- (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (13) その他の

さらに、「監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

但し、受注者は維持工事等簡易な工事及び災害応急工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

この他、2. 変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を監督員に提出しなければならない。」また、3. 詳細施工計画書には「監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

また、工期末の精算変更のみの工事概要、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増減、1ヶ月以内の工期延長のみや、監督員との協議の結果、不要とした場合は、変更施工計画書の提出を省略できる。

但し書きの「維持工事等簡易な工事」とは、小規模な工事（設計額500万円未満の工事）とし、「災害応急工事」とは、公共土木施設災害復旧事業に関する工事（工事名に「応」が含まれる工事）及び災害等で緊急的な対応が必要となり緊急発注伺いや随意契約で契約をした工事とする。

なお、これらの工事における施工計画の記載内容は(1)(2)(3)(7)(8)(9)(12)の7項目とし、監督員の承諾を得ること。

## 2. 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下記のとおりである。

記載事項	内容
工事概要	工事名、河川又は路線名、工事場所、工期、請負金額、発注者、受注者、工事内容、位置図、一般平面図
計画工程表	ネットワーク(PERT)、バーチャート方式等で作成
現場組織表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担、施工体系図
指定機械	工事に使用する機械、監督員が必要と認めた機械
施工方法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建設、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容
施工工程管理	実施工程の手法・管理方法
品質管理	品質管理計画表
写真管理	写真管理計画表
出来形管理	出来形管理計画表
段階確認	段階確認計画表
品質証明 (社内検査)	社内検査計画表・組織表・管理基準・要領
安全管理	安全管理体制、安全対策、安全教育及び安全訓練等の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針、異常気象時の防災対策
緊急時の体制 及び対応	事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制
交通管理	交通整理、交通整理、過積載防止
環境対策	大気汚染、水質汚染、振動・騒音対策
現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、營繕対策
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、処理委託業者名 マニュフェストの徹底
その他	契約図書及び監督員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの及び 土木工事共通仕様書に記載が指定されているもの。 関係機関との協議一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)

### 3. 施工計画書作成の留意点

#### 3-1 施工計画書の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件(地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等)
- ③ 全体工程(基本工程)
- ④ 施工方法(施工順序)
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

#### 3-2 施工計画作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討(施工計画作成フロー図参照)しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。

公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要素があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的かつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

##### ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目

- (a) 合理的な分割施工
- (b) 仮設の独自性
- (c) 作業の規格化・標準化
- (d) 新技術・新工法の採用
- (e) 施工の機械化

##### ② 環境保全に関する標準的な検討項目

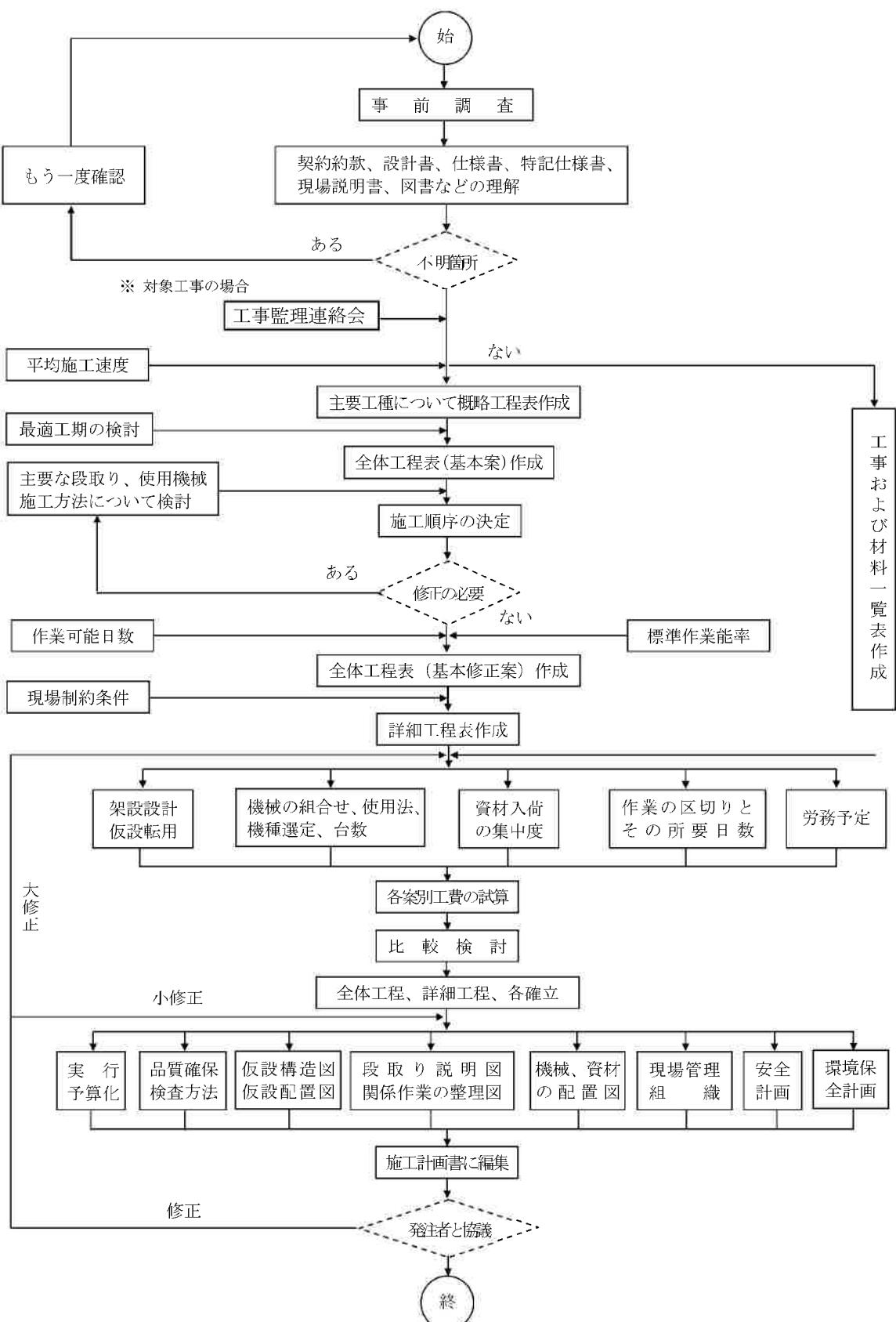
- (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
- (b) 地域社会への貢献
- (c) 廃棄物の減量化・適正処理
- (d) エネルギー利用の効率化
- (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分に把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

#### 3-3 施工計画書提出時の確認事項

施工計画書提出時に、施工管理基準等について受・発注者間でしっかりと協議する必要がある。  
(「当初施工計画書チェックリスト」の活用)

#### 4. 施工計画書作成フロー図



# 当 初 施 工 計 画 チ ェ ッ ク リ ス ト

番号	確認事項	確認欄			備考
		受注者	発注者 担当・班総括	部長 又は課長	
1	施工計画に先立ち、設計図書の照査、合同現地踏査、地下埋設物・架空線等調査を行い、その結果を書面で提出しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ※	
2	現地着手前に提出されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
3	必要事項が記載されているか  (1)工事概要、(2)計画工程表、(3)現場組織表、(4)指定機械、(5)施工方法、(6)施工管理計画、(7)安全管理、(8)緊急時の体制及び対応、(9)交通管理、(10)環境対策、(11)現場作業環境の整備、(12)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、(13)その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		※設計額500万円未満の工事及び災害応急工事は(4)(5)(6)(8)(10)(11)(13)を省略可能
4	週休2日実施工事か((実施) / 実施しない) 実施工事(現場閉所型)の場合、計画工程表が週休2日を考慮したものとなっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		4週●休(現場閉所型or交替制) ↑実施の場合記載
5	品質管理計画について、  ・ 必要な工種が記載されているか ・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか ・ 基準ないものについて、監督員と協議により定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		※原則、基準で定められた頻度
6	出来形管理計画について、  ・ 必要な工種、項目が記載されているか ・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか ・ 基準ないものについて、監督員と協議により定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		※原則、基準で定められた頻度
7	写真管理計画について、  ・ 必要な工種、項目が記載されているか ・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか ・ 基準ないものについて、監督員と協議により定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		※原則、基準で定められた頻度
8	段階確認の内容、予定期限、立会の連絡方法等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
9	社内検査を行う場合、組織表、社内規格値、社内管理基準(検査項目、検査方法、検査計画、検査要領)が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
10	安全管理、交通管理計画について、当該現場にて特に留意する事項等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
11	熱中症対策の補正の試行工事か((実施) / 実施しない) 夏場に施工がある場合、熱中症対策の具体的な方法が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
12	緊急時の連絡体制について、休日等に連絡が取れる連絡先(受注者は携帯等、発注者は水防携帯等)が記載され、直ちに報告できる体制となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ※	
13	環境対策について、騒音振動やほこり対策、事業損失対策等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
14	現場環境改善の実施工事か((実施) / 実施しない) 実施工事の場合、具体的な実施内容が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
15	再生資源利用計画書、利用促進計画書が入力され、添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		UDRIS等により作成。 法令により受注者は5年間保存が必要
16	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票が作成され、添付されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		建設発生土の場外搬出が500m以上ある場合 法令により受注者は5年間保存が必要
17	情報共有システム活用実施工事か((実施) / 実施しない) 実施工事の場合、「工事書類一覧表」にて対象書類を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○○システム ↑実施の場合、使用システムを記載
18	電子納品実施工事か((実施) / 実施しない) 実施工事の場合、「工事書類一覧表」にて対象書類を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
19	総合評価における活用計画のある項目について、記載されているか  ・ 技能者の活用(建設マスター・登録基幹技能者) ・ 県内企業の活用(請負代金額500万円以上のすべての下請契約) ・ 県産資材等の使用(県産資材、リサイクル認定製品)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		計画タイプ、実績タイプ共通
20	総合評価における履行義務のある技術提案について、施工計画、履行確認、検査方法、が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		計画タイプ
21	「法定外の労災保険」の証券又はこれに代わるもの、監督員に提示し確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
22	建設キャリアアップシステム活用工事か((実施) / 実施しない) カードリーダーは(新規購入 / 手持ち機器 / リース) OSは(Windows / iOS)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		新規購入:費用補助 手持ち機器、リース:費用計上なし
23	「工事書類簡素化の手引き」の内容について、監督員と確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
24	その他( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

※地下埋設物等の事故、連絡体制の不備による情報伝達の遅れが多発しているため、部長(振興局)、課長(土木事務所)も必ずチェック

## 5. 施工計画書作成要領

### 5-1 表 紙

- 施工計画書の用紙規格はA-4縦、横書を原則とする。

#### 【記載例】

○	○ ○ ○ 工 事 施 工 計 画 書
○	月 日
○	( 株 ) ○ ○ 建 設
発注機関：○○土木事務所	

### 5-2 目 次

- 土木工事共通仕様書第1編1-1-4に規定されている記載事項のほか、工事内容に応じて、項目の追加、細分化をしてよい。

#### 【記載例】

○	目 次
○	1 工 事 概 要 ······ 1 2 計 画 工 程 表 ······ 3 3 現 場 組 織 表 ······ 7 4 指 定 機 械 ······ 8 5 施 工 方 法 ······ 9 5-1 土 工 ······ 10 5-2 排 水 工 ······ 11 · · · ·

### 5-3 工事概要

- 工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。  
※ 工種が一式表示及び主体工種以外については、工種のみの記載でよい。  
※ 工事概要の工事内容は、単価抜設計書の内訳書、明細書の写しでもよい。

#### 【記載例】

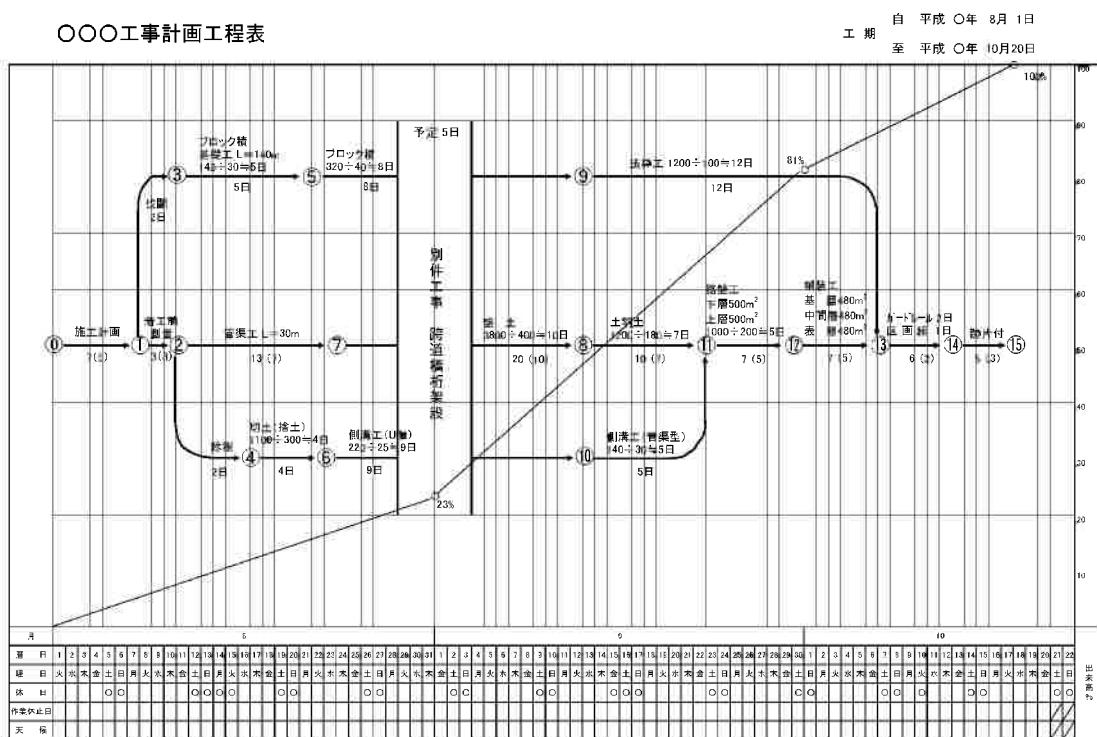
工 事 概 要

工 事 名		
河川又は路線名		
工 事 場 所		
請 負 代 金		
契 約 年 月 日		
工 期	自 年 月 日～至 年 月 日	
発 注 者	○○土木事務所	TEL ○○○-○○○-○○○
受 注 者	(株) ○○建設 所在地 ○○市○○-○○○ ○○作業所 所在地 ○○市○○-○○○	TEL ○○○-○○○-○○○
設 計 概 要	道路改良 ○○m	

## 5-4 計画工程表

- ・計画工程表はネットワーク、バーチャート等で作成し、各種別又は、細別毎の作業開始・終了がわかるように記載する。
  - ・工程表は、それぞれの作成方法・特性を充分理解し、該当工事に適した様式で作成する。
  - ・作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を充分調査し、計画に反映させる。
  - ・作業日数決定根拠は、計画工程表に表示するか、資料として整理し、工程打合せ時等に提出出来るように整理しておく。

### 【記載例：ネットワーク工程表】



## 5 - 5 現場組織表

- ・工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
  - ・現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
  - ・施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
  - ・監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。

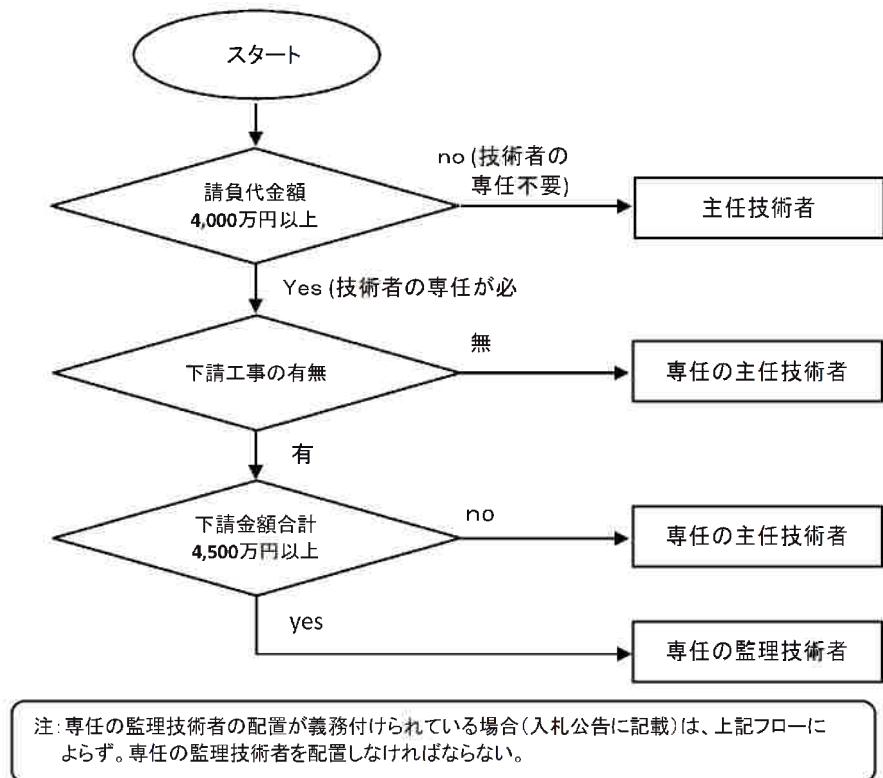
※専門技術者

一式工事（例えば土木一式工事）の中に、業種の違う付帯工事（例えば舗装工事）があった場合、下請業者に発注せずに自ら施工する場合には、専門技術者の配置が必要となる。

- 施工体系図を記載する。
- 品質証明（社内検査）を行う場合は、社内検査員を記載する。

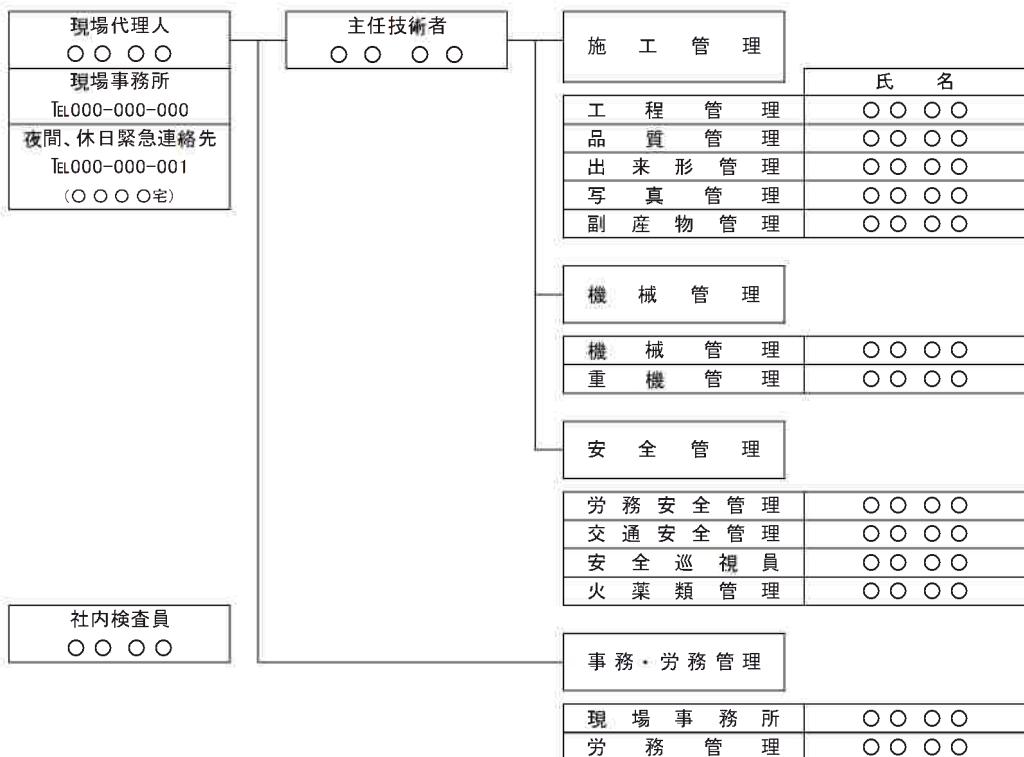
## 「技術者選任フロー図」

現場に置くべき技術者は、建設業法等で請負代金額及び下請金額により決められており、下記フロー図のとおりである。



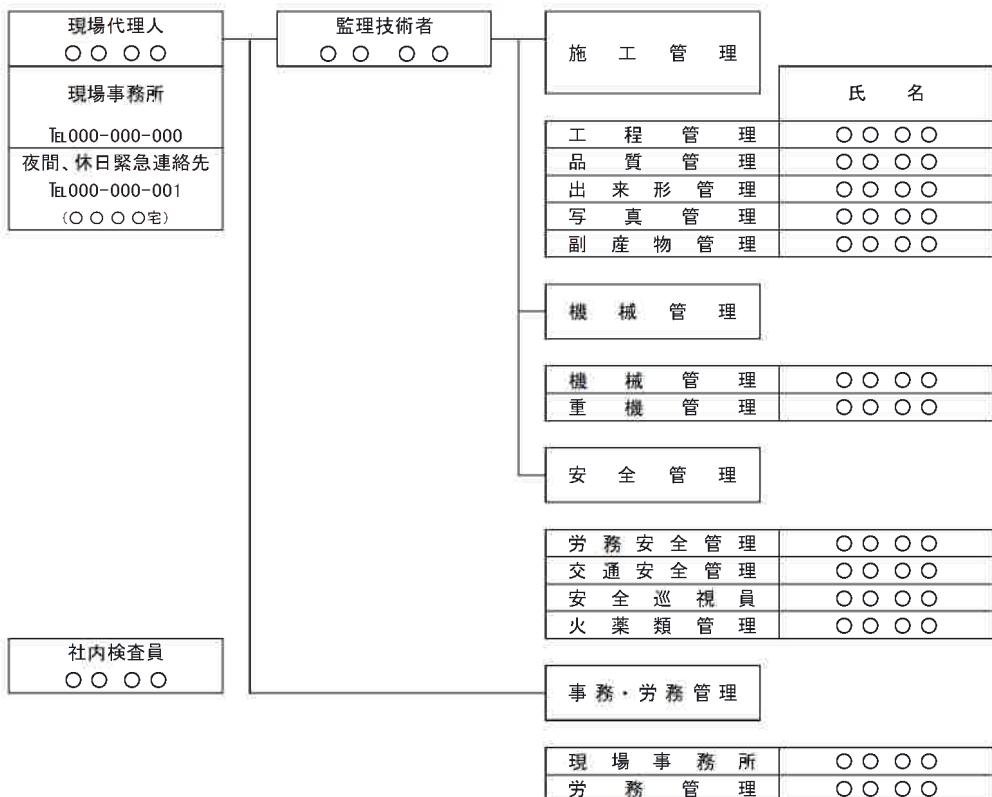
### 記載例：専任の主任技術者】

現 場 組 織 表



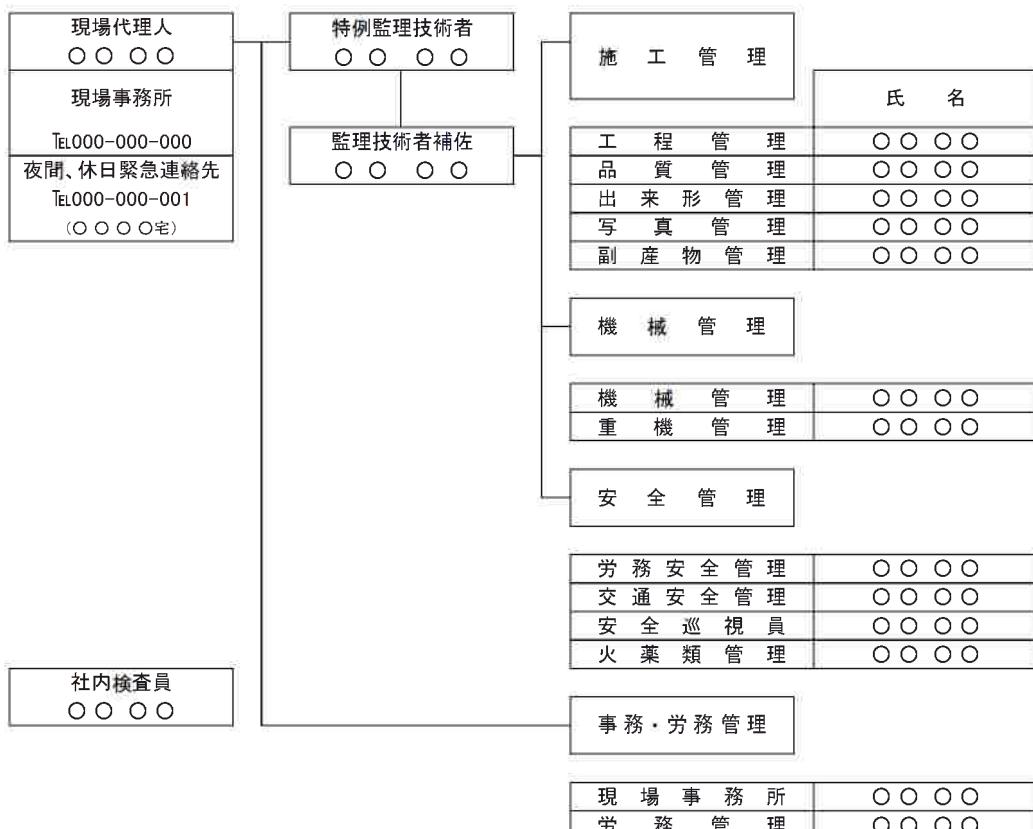
記載例：専任の監理技術者】

現 場 組 織 表



【記載例：特例監理技術者を配置する場合】

現 場 組 織 表



## 5－6 指定機械

- 工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）又は、監督員が必要と認めた機械について記載する。

### 【記載例：指定機械使用計画】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	排ガス規制
ラフテレンクレーン	油圧ロープ式 25t吊	1	仮設矢板打設	//
油圧式バイブルハンマー	220ps	1	//	//

※指定機械とは、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）です。

## 5－7 施工方法

- 工事を施工するに当たり、その施工方法及び施工上の留意事項等具体的に記載する。  
なお、一般的な施工手順でなく、現場条件に即したものとなるように注意すること。
- 施工方法の説明には、極力略図を利用すること。

### 【施工方法記載にあたっての留意事項】

I. 工種（注<sup>1</sup>） 每の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等)について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・渇水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件(施工時期・作業時間、交通規制、自然保護等)・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件および埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★ (注<sup>1</sup>) : 記載対象工種は(1)～(7)を標準とする。

- (1) 主要な工種 (大分県 工事書類簡素化の手引き【事例集】 参照)

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/syoriukansoka.html>

- (2) 共通仕様書の中で「通常の方法でより難い場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの。
- (3) 設計図書で指定された工法
- (4) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (5) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (6) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- (7) その他

土木工事共通仕様書において、監督員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、又は「協議」「報告」「提出」するもののうち事前に記載できるもの、及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

#### 【例】承諾を要する事項及び予定内容

共通仕様書関係条項					節、条、項の名称	承諾を要する事項	予定している承諾内容
編	章	節	条	号			
1	1	18	1		建設副産物	発生土を任意の仮設工に使用	発生土の〇〇m <sup>3</sup> 〇〇に使用
3	1	1	12	3	工事中の安全確保	指定された機械以外の機械の使用	〇〇を〇〇としたい

#### 【例】施工計画書に記載する事項

共通仕様書関係条項					節、条、項の名称	記載を要する事項
編	章	節	条	号		
10	4	3	1	2	一般事項	原寸、工作、溶接、仮組立に関する定められた事項について記載 ※ 詳細は適宜記述する。

II. 仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

※

- ・施工方法には、一通りの流れと、その現場に応じた作業方法・手順の記載が必要です。
- ・発注者は事前に、施工計画書の施工方法を確認し危険な作業が無いか、適切な品質確保ができるかを確認します。
- ・現場で施工計画書と別の手順で作業している場合、工事成績での減点にもつながります。
- ・仮設工（任意仮設）については、施工方法や手順を監督員に説明し、施工計画への記載の要否を確認してください。

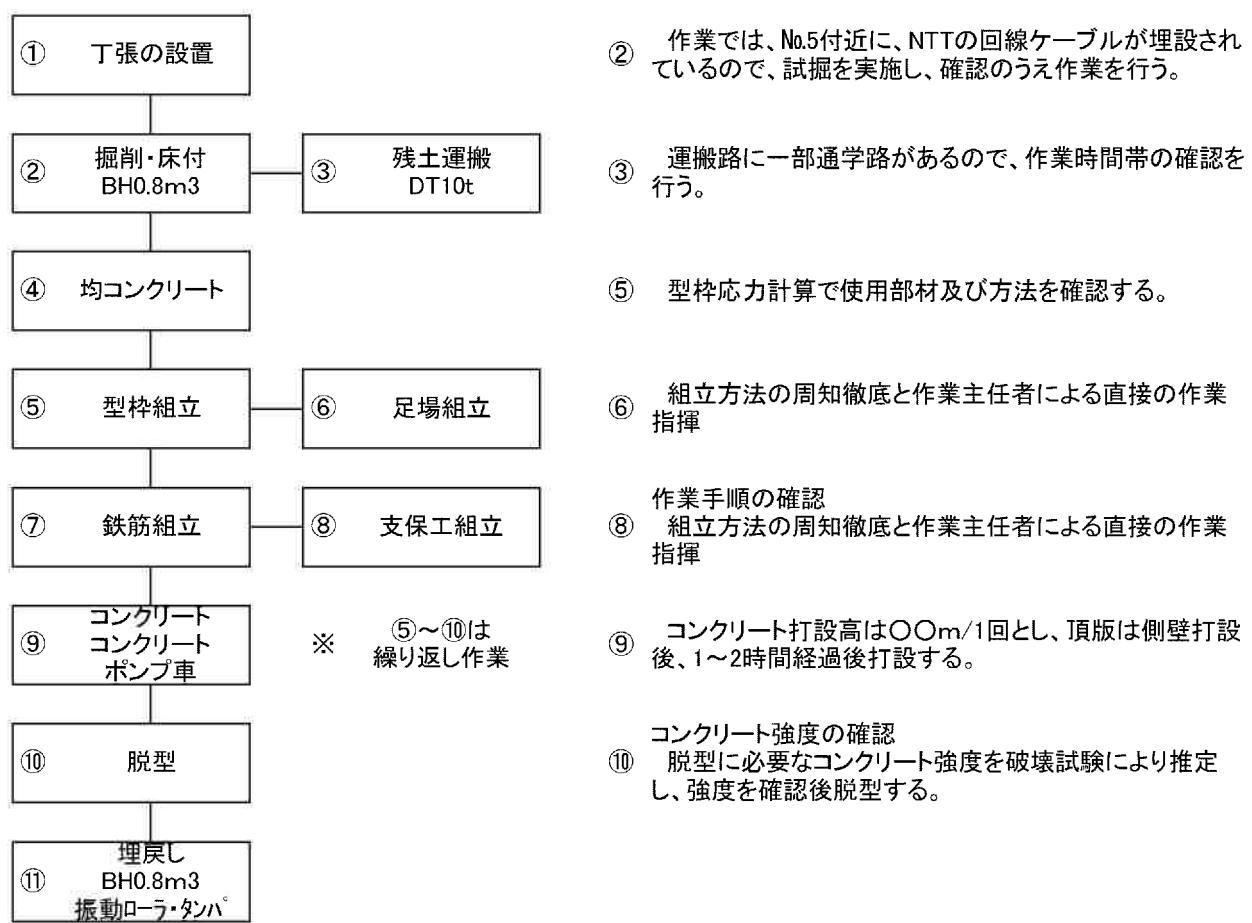
## 【施工方法の記載例】

### 1 函渠工作業フロー

基本事項 → 施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。

このため、函渠は、○月までに完成しなければならず、○月には着工し、  
計画工程に添って作業を実施する。

作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の○○取水場に影響が無いよう十分注意する。



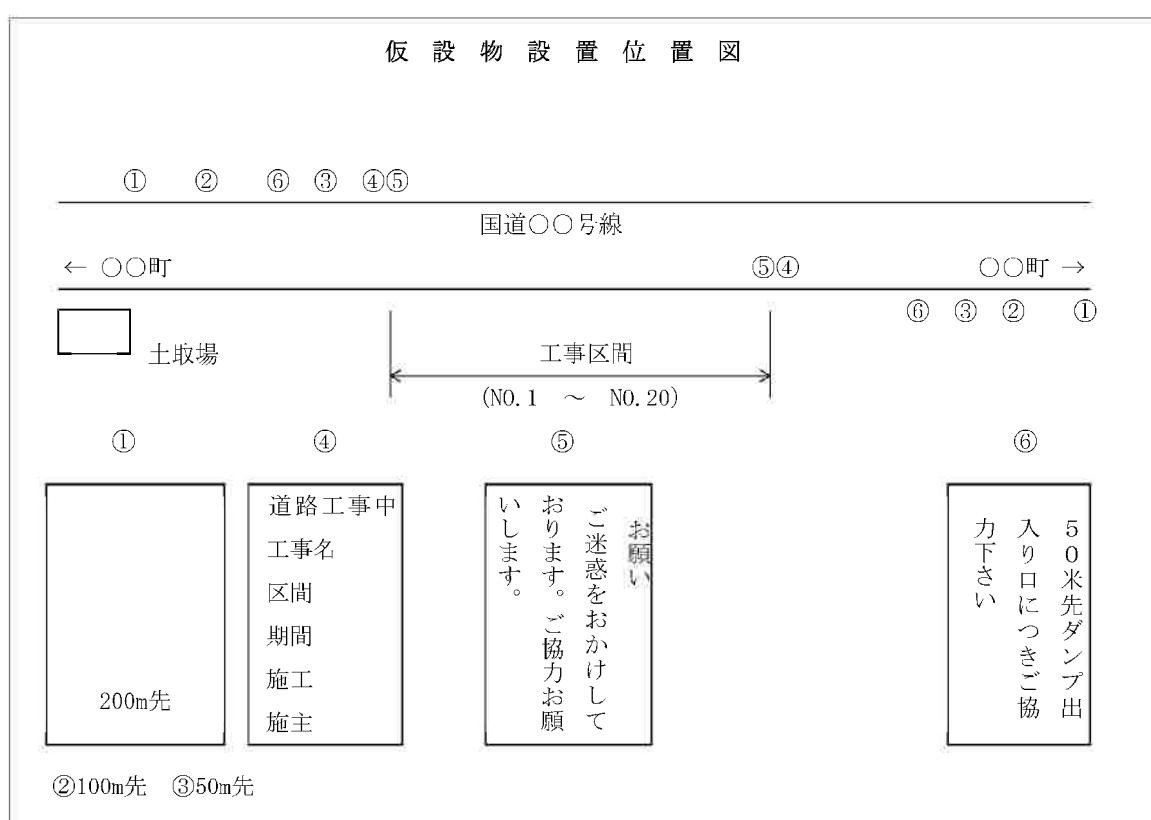
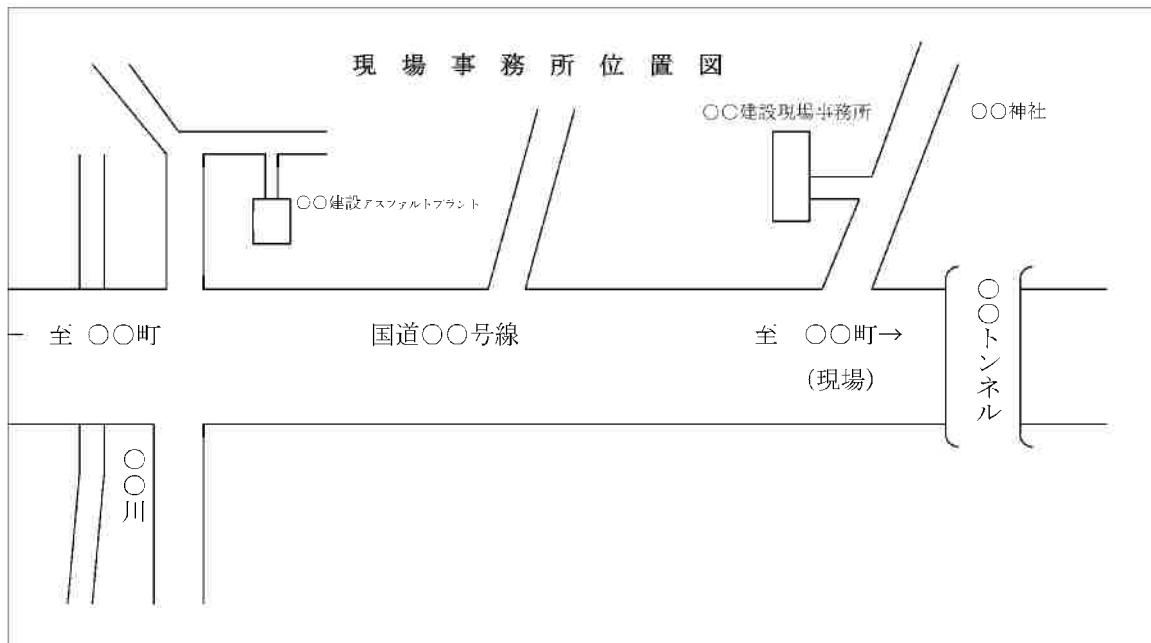
※

- ・文章だけで説明しきれない場合や、図面があったほうがわかりやすい場合は、図面や略図を添付してください。
- ・図を入れる場合は実際の作業と整合がとれているか十分確認して下さい。
- ・イメージ図と称して作業と合わない図は入れないこと。

## 2 仮設備計画

### (1) 仮設建築物及び標示施設

倉庫・現場事務所は、○○町大字○○に社員宿舎1階建1棟、労務者宿舎2階建1棟、現場事務所1棟(Tel○○○○○-○○○○)、倉庫のプレハブを1棟設置する。



土木工事現場における標示施設等の設置基準及び道路工事現場における保安施設等の設置基準に則り工事現場において安全かつ円滑な運行を確保してください。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html>

## 5-8 施工管理計画

### (1) 工程管理計画

- ・計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

#### 【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 目常管理：各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週〇曜日・毎月〇日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進度管理：工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し〇%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。又それ以降は、1ヶ月1回、同様の管理を実施する。

### (2) 品質管理計画

- ・「土木工事の施工管理基準及び規格値」を参照して品質管理計画表を記載する。

#### 【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験頻度になっているか。  
または、監督員との協議により試験頻度を定めたか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)  
管理基準や規格値が定められていない工種については、監督員と協議により定めた内容を記載する。また、摘要欄には出典元を記載しておく。
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

#### 【記載例】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	規格値	社内規格値	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5.500m <sup>3</sup>	当初及び 土質の変化時	1	試験成績表	○ ○	○ ○	
	施工	現場密度の測定	5.500m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup> /回 5,000m <sup>3</sup> 未満3回	6	試験成績表 成果一覧表	○ ○	○ ○	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m <sup>3</sup>	当初及び 土質の変化時	1	試験成績表	○ ○	○ ○	
	施工	CBR試験	700m <sup>3</sup>	当初及び 土質の変化時	1	〃	○ ○	○ ○	
下層路盤工	路盤材料 (クラッシャラソ)	現場密度の測定	700m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup> /回 1,500m <sup>3</sup> 未満3回	3	試験成績表 成果一覧表	○ ○	○ ○	
		フルードーリング	700m <sup>3</sup>	全幅・全区画	1				
涵渠工	コリクリート 21-8-20	修正CBR試験	400m <sup>3</sup>	当初及び 土質の変化時	1	試験成績表	○ ○	○ ○	
		ふるい分け試験							
施工		土の液性限界 塑性限界試験							
		現場密度の測定	2,680m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup> /回 1工事最低3回	3	試験成績表 成果一覧表	○ ○	○ ○	
涵渠工		フルードーリング	2,680m <sup>2</sup>	全幅・全区画	1				
圧縮強度試験 スランプ試験 空気量測定	圧縮強度試験	500m <sup>3</sup>	鉄筋コアلتは打設日1日 につき2回 (午前・午後) その他コアلتは打設日に つき1回	3	試験成績表 成果一覧表	○ ○			
	スランプ試験								
	空気量測定								
	塩化物総量規制	500m <sup>3</sup>	打設が午前、午後にまた がる場合は、午前に1回 打設前に行い、試験結果 が塩化物総量の規制値 1/2以下の場合は、午後 の試験を省略するこ とができる。	3	試験成績表	○ ○			

### (3) 出来形管理計画

- 「土木工事の施工管理基準及び規格値」を参照して出来形管理計画表を記載する。

#### 【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。  
　　または、上記以外に必要な測定箇所の有無について、監督員と協議を行なったか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)  
　　管理基準や規格値が定められていない工種については、監督員と協議により定めた内容を記載する。また、摘要欄には出典元を記載しておく。

#### 【記載例】

工種	種別	管理項目	規格値	社内規格値	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路床盛土工	基準高・法長・幅	○○	○○	出来形管理図表 出来形展開図	40mに1箇所  No.20, No.22, No.24, No.26  合計4箇所	
	法面整形工	厚さ	○○	○○	出来形管理表		
カルバート工	碎石基礎工	幅・厚さ・延長	○○	○○	出来形管理図表	両端・施工縫手及び 図面の寸法表示箇所	
	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	○○	○○	出来形管理図表		
	軋対コンクリート	基準高・厚さ・幅 高さ・延長	○○	○○	出来形管理図表		
管渠型側溝	碎石基礎工	幅・厚さ・延長	○○	○○	出来形管理図表	40mに1箇所  No.10, No.12, No.14, No.16, No.18  合計5箇所	
	側溝本体工	基準高	○○	○○	出来形管理図表		
		延長	○○	○○	出来形管理図表 出来形展開図		
コンクリートブロック積	碎石基礎工	幅・厚さ・延長	○○	○○	出来形管理図表	40mに1箇所  No.10, No.12, No.14, No.16, No.16+7.0  合計5箇所	
	コンクリート基礎	幅・高さ・基準高	○○	○○	出来形管理図表		
		延長	○○	○○	出来形展開図		
	胸込・裏込コンクリート 裏込碎石	厚さ	○○	○○	出来形管理図表		
	コンクリート ブロック積	基準高・法長・延長	○○	○○	出来形管理図表 出来形展開図		

#### 社内規格値

「土木工事の施工管理基準及び規格値」に記載されている、規格値は最低ラインの値です。これを越えれば失格ということになり、手直しや破壊命令措置がとられる可能性があります。そのために社内規格値を設けて管理することが望ましいです。あまりにも厳しい基準で達成できないのでは、意味がありませんので、自社で対応可能な社内規格値を設定しましょう。

#### (4) 写真管理計画

- 「土木工事の施工管理基準及び規格値」を参照して写真管理計画表を記載する。

##### 【留意点】

- 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員との協議により頻度等を定めたか。
- 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員との協議により取扱を定めるものとする。

##### 【記載例：総合撮影計画】

No.	撮影区分	撮影項目
1	着工前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	起点・終点・正面より撮影（月末に撮影）
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	//
5	出来形管理写真	//
6	使用材料写真	鋼管杭（本数・断面寸法・長さ）等
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	災害発生時・被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

##### 【記載例：安全管理写真計画】

No.	撮影項目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況（提示）
4	交通誘導員交通整理状況
5	機械・器具点検状況（提示）
6	安全パトロール状況（提示）
7	イメージアップ安全関係

【記載例：品質管理撮影計画】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要		
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1	土質毎1回			
	施工	現場密度の測定	No.21	1	土質毎1回			
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1	土質毎1回			
		CBR試験	//	1	土質毎1回			
	施工	現場密度の測定	No.21	1	土質毎1回			
		フルーフローリング	全区間試験状況	1	土質毎1回			
下層盛土	施工	現場密度の測定	No.21	1	路盤毎1回			
		フルーフローリング	全区間試験状況	1	路盤毎1回			
涵渠工	コンクリート 21-8-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1	コンクリートの 種類毎1回			
		スランプ試験	躯体打設時					
		空気量測定						
		塩化物含有量試験						

【記載例：出来形管理撮影計画】

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度
路体盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No.21	巻出し時	1	200mに1回
		締固め状況	No.21	施工中	1	転圧機械が変わる毎に1回
		法長・幅	No.21	施工後	1	200mに1回
路体盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No.23	巻出し時	1	200mに1回
		締固め状況	No.23	施工中	1	転圧機械が変わる毎に1回
		法長・幅	No.23	施工後	1	200mに1回
下層路盤工	敷均し 締固め	敷均し厚さ 転圧状況	No.21	施工中	1	各層毎400mに1回
		整正状況	No.21	整正後	1	各層毎400mに1回
		仕上り厚さ	No.21	整正後	1	各層毎200mに1回
		仕上り幅	No.21、No.23	整正後	2	各層毎80mに1回
カルバート工	基礎碎石	幅・厚さ	No.21+8	施工後	1	40mに1回
	均しコンクリート	幅・厚さ	No.21+8	施工後	1	40mに1回
	躯体コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No.21+8	組立後	3	打設ロッド毎に1回
		養生状況	No.21+8	養生時	1	養生方法毎に1回
		幅・高さ・厚さ	No.21+8	型枠解体後	1	設計図書の寸法表示箇所で1回

(5) 段階確認・立会計画

- 土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-3の6.段階確認及び大分県工事監督基準表を参照し、段階確認・立会計画を記載する。

工種	種別	確認時期	施工予定期	記事
矢板工	鋼矢板	打込み時	〇月〇日～〇月〇日	
既製杭工	PCハリュー (中堀)	打込み時	〇月〇日～〇月〇日	
		掘削完了時	〇月〇日～〇月〇日	

(6) 品質証明計画（社内検査）

- その工事の中で行う社内検査について組織表・社内規格値・社内管理基準(検査項目、検査方法、検査計画、検査要領等)について記載する。検査要領には社内規格値に収めるための工夫や外れた場合の対処を含む。

【記載例：品質証明計画（社内検査）】（出来形・品質・組織表）

（出来形）

工種	種別	管理項目	管理箇所数	社内検査箇所数
土工	路体盛土	基準高・法長・幅	4	2
	法面整形工	法長(面積)・厚さ	4	2
コンクリートブロック積	碎石基礎工	幅・高さ・延長	5	3
	コンクリート基礎	幅・高さ・基準高・延長	5	3
	胴込・裏込コンクリート裏込材	厚さ	5	3
	コンクリートブロック積	基準高・法長(面積)	5	3
函渠工	碎石基礎工	幅・厚さ・延長	函渠両端	函渠両端
			継手箇所	継手箇所

（品質）

工種	種別	試験項目	管箇所数	社内検査箇所数
路体盛土	盛土材料施工	土の締固め試験	3	2
		現場密度試験		

(組織表)

※ 社内検査は発注者の段階確認・立会に準じて行う

○ 社内検査組織表

1. 工事測量結果

責任者

役職名	氏名

補助員

氏名	
資格	
登録番号	

氏名	
資格	
登録番号	

氏名	
資格	
登録番号	

2. 不可視部分、完成目的物の検査

責任者

役職名	氏名

補助員

氏名	
資格	
登録番号	

氏名	
資格	
登録番号	

※資格及び登録番号については、有資格者の場合のみ記載する。

## 5－9 安全管理計画

### 1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

### 2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

#### (1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

#### (2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

#### (3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年令者等についての処置

#### (4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

#### (5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

#### (6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

## 2. 安全衛生管理組織作成の留意点

- 組織図は一般的な組織を示したものである。専任又は複数の管理者選任、及び救護技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照すること。
- 組織表には、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者、安全巡視体制及び保安要員等明記する。
- 作業主任一覧表を別途記載する。

一般組織 (直営施 <sup>1)</sup> )	労働者数常時 10 人未満	安全衛生組織なし
	労働者数常時 10 人以上 50 人未満	安全衛生推進者
	労働者数常時 50 人以上 100 人未満	安全管理者・衛生管理者・産業医
	労働者数常時 100 人以上	統括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医

下請混在組織	一般工事 <sup>注1)</sup>	労働者数常時 50 人未満	安全衛生組織なし
		労働者数常時 50 人以上	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者
	特定工事 <sup>注2)</sup>	労働者数常時 20 人未満	安全衛生組織なし
	特定工事 <sup>注2)</sup>	労働者数常時 20 人以上 30 人未満	店舗安全衛生管理者
		労働者数常時 30 人以上	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者

注1：特定工事以外

注2：ずい道等の建設工事、圧気工法により作業する工事、人口密集地域内の道路工事、鉄道軌道上又は隣接した橋梁工事

常時50人以上の労働者を使用する場合は、安全委員会及び衛生委員会を設置しなければならない。  
なお、各委員会の行う事項は次のとおりとする。

### 1. 安全委員会

- 1) 労働者の危険防止対策
- 2) 安全に係る労働災害の原因、再発防止対策
- 3) 上記の他、労働者の危険防止に関する重要事項

### 2. 衛生委員会

- 1) 労働者の健康障害防止
- 2) 健康の保持増進を図るための基本対策
- 3) 労働災害の原因、再発防止対策で衛生に係るもの
- 4) 上記の他、労働者の健康障害の防止及び健康保持増進に関する重要事項

## 【記載例：安全管理】

### 1. 安全衛生教育（新規入場者教育）

当現場に労働者が新規に入場した場合又は作業内容を変更した場合は、次の項目に対し、労務安全管理により教育を行う。教育終了後、作業に従事した者について、安全な行動が定着するまで、巡視等で重点チェックし、危険な行動が見られた場合はその場で指摘するとともに、安全訓練等でその評価を発表する。

- ① バイブルレーター、タンパの取扱方法
- ② ヘルメットの使用方法
- ③ 安全帯の装着及び使用方法
- ④ 作業手順
- ⑤ 現場の整理整頓の励行
- ⑥ 現場組織の説明・緊急時連絡方法
- ⑦ 安全作業に対する意識の定着

### 2. 安全管理活動

## 【記載例：安全管理活動】

実施項目	場所	参加予定者	内 容	頻 度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業の手順及び体操	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場等		別紙計画表参照	月当たり 半日以上
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎日
店社パトロール	現場	〇〇パトロール員	現場内の安全管理に関する実施状況の確認	毎月
災害防止協議会	現場	別紙	別紙組織図・協議事項・予定表参照	毎月
工事関係者連絡会議	現場等	〇〇建設、□□組、 ☆☆工業、△△土木	別紙組織図・協議事項・予定表参照	毎月、その他必要に応じて実施

### 3. 協議会等の設置

#### ・災害防止協議会

当工事現場は下請混在組織として工事を実施するため、別紙のとおり災害防止協議会設置  
・運営する計画である。

#### ・工事関係者連絡会議

当工事現場は別途〇件の工事が発注されており、請負業者間の安全施工を確保するため連絡会議を設置する。

### 4. 作業主任者

① 作業主任者を選任した作業については、それぞれ主任者が該当作業の直接指揮を行う。

② 選任した作業主任者は、現場入口に氏名・実施する項目等を掲示し、関係者に周知徹底する。

### 5. 挖削作業の安全対策

① 機械の旋回範囲内への立入禁止の徹底

② 後進する場合は、誘導員の指示を受ける

③ 荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れない

④ 挖削作業では、路肩付近で作業を行わなければならないため、必ず誘導員を配置する。

### 6. 地下埋設物への対応

① NTTの回線ケーブルが横断しているのでNTT職員立会のうえ試掘を行い、ケーブルの高さを確認のうえ床掘作業を実施する。また、ケーブル周辺は機械掘削を行わず、〇〇作業主任者指揮のうえ人力で作業を実施する。

### 【記載例：安全管理組織表】

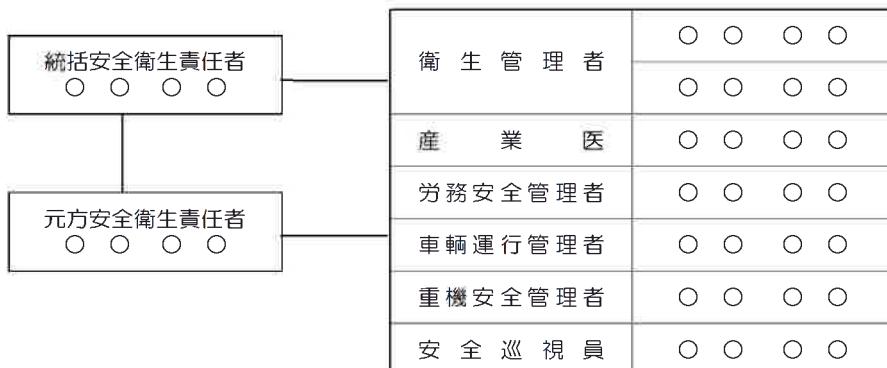
- 一般組織 労働者10人以上50人未満の場合



- 一般組織 労働者50人以上100人未満の場合



- 下請混在組織（特定工事） 労働者数30人以上の場合



この様式で記載された個人情報は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

### 【記載例：作業主任者一覧表】

作業内容	作業主任者名	作業主任者の有する資格	交付番号 取得年月日
掘削面の高さ2m以上の地山の掘削作業	地山の掘削作業主任者 氏名 ○ ○ ○ ○	技能講習修了者	

【記載例：安全教育・訓練の予定計画表】

月 日	時 間	場 所	内 容	詳 細	講 師	備 考
○月○日	13:00 ～ 17:00	現場事務所  現場周辺	① 本工事内容等の周知徹底並びに予想される事故防止対策  ② 災害防止対策予行演習	① 作業内容→土留工（鋼矢板打設） 鋼矢板打設作業の予想される危険及び事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。  ② 「雨で法面が崩壊した状況を想定」 o 巡視経路の確認（実際の場合の車両・徒步巡視の把握） o 連絡方法の確認（無線機・携帯電話の感度） o 立入禁止処置の実施方法の確認 o 問題点の整理・防災実施方法の確認	○○ ○○	
○月○日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	① 前月の反省と評価  ② 工事進捗状況の説明  ③ ビデオ上映	① 労務安全管理者の前月の作業行動に対する評価 o 評価に対する作業者の感想 o 今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。  ② 主任技術者から進捗状況の説明及び今後の進捗予定の説明 o 今後の作業から予想される危険と対策の検討  ③ 危険予知活動紹介	○○ ○○	
○月○日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	① 前月の反省と評価  ② 参加者から現場に対する要望	① 車両運行管理者の前月の作業行動に対する評価 o 評価に対する作業者の感想 o 今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。  ② 作業者からの要望を聞いて、できるものから実施するよう調製を行う。 o 一人ひとりの声から、見逃している危険を洗いだし、今後の対策の参考とする。	○○ ○○	

## 作業主任者

法令で定められた危険有害な業務で、安全衛生上特別な管理が必要とされる作業を行う場合には、作業員を直接指揮する「作業主任者」の配置が必要となる。

**作業主任者 選任業務一覧表**  
(令:労働安全衛生法施行令、安規:労働安全衛生規則)

令6条例別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法14条、同法施行令6条、安衛則16条)	職務根拠
1	高圧則10	高圧室内作業主任者	免許	潜圧工法:その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業	高圧則10②
2	安規314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したものの又は9以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は400リットル以上、他は1,000リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務	安規315
3	安規513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業(①原動機定格出力7.5kWを超えるもの②支間の斜距離の合計が350m以上のもの③最大使用荷重が200kg以上のもの)	安規514
4	ボイラー則24	ボイラー取扱 作業主任者	ボイラー 技士免許等	ボイラー取扱業務(小型を除く→令1条4号) ①特一級=伝熱面積合計500m <sup>2</sup> 以上(貢流のみは除く) ②1級以上=伝熱面積合計25以上500m <sup>2</sup> 未満(貢流のみ500m <sup>2</sup> 以上) ③2級以上=伝熱面積合計25m <sup>2</sup> 未満 ④技能講習以上=令6条16号イからニまでのボイラー	ボ規25
5	電離則46	エックス線 作業主任者	免許	次の放射線業務 (但し医療用又は波高値による定格電圧が1,000KV以上のエックス線装置使用は除く) ①エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ②エックス線管、ケノトロンのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査の業務	電離則47
5の2	電離則52-2	ガンマ線透過写真 撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	電離則52-3
6	安規129	木材加工用機械 作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーターで合計5台以上(自動送材車式刨のこ盤を含む場合は3台以上)	安規130
7	安規133	プレス機械 作業主任者	同上	動力プレス5台以上	安規134
8	安規297	乾燥設備作業主任者	同上	①乾燥設備内容積1m <sup>3</sup> 以上(令別表第1危険物) ②危険物以外、熱源に燃料又は電力使用	安規298
8の2	安規321-3	コンクリート破碎器 作業主任者	同上	コンクリート破碎器を用いる破碎作業	安規321-4
9	安規359	地山の掘削及び 土止め支保工 作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上の地山の掘削の作業 (技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工で統一」)	安規360
10	安規374			上止めの支保工の切りぼり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業 (同上)	安規375
10-2	安規383-2	ずい道等の掘削等 作業主任者	同上	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立(落盤、肌落防止用)、ロックボルト取付、コンクリート等吹付	安規383-3
10-3	安規383-4	ずい道等の覆工 作業主任者	同上	ずい道等覆工(型わく支保工)組立、解体、移動、コンクリート打設	安規383-5
11	安規403	採石のための掘削 作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上となる採石法2条の岩石の採取のための掘削	安規404
12	安規428	はい作業主任者	同上	高さ2m以上のはい付け、はいくずし (但し、はら物荷や荷役機械の運転者のみで行う作業は除く)	安規429
13	安規450	船内荷役作業主任者	同上	船舶荷積み卸、船舶内荷移動 (但し、500t未満の船舶で揚貨装置を用いない作業は除く)	安規451
14	安規246	型枠支保工組立て等 作業主任者	同上	型わくの組立て、解体の作業(但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く)	安規247
15	安規565	足場の組立て等 作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さが5m以上の足場の組立て、解体、変更の作業(ゴンドラのつり足場は除く)	安規566

令6条例別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法14条、同法施行令6条、安衛則16条)	職務根拠
15-2	安規517-4	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組み・塔であって高さが5m以上の金属製の部材により構成されるものの組立て、解体、変更	安規517-5
15-3	安規517-8	鋼橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更(但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安規517-9
15-4	安規517-12	木造建築物の組立て等作業主任者	同上	軒高5m以上の木造建築物の構造部材組立て、屋根下地外壁下地の取付	安規517-13
15-5	安規517-17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	同上	高さ5m以上のコンクリート造工作物の解体、破壊	安規517-18
16	安規517-22	コンクリート橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のものの架設又は変更(但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安規517-23
17	ボ則62	第一種圧力容器取扱作業主任者	*1	第一種圧力容器の取扱作業(但し、令1条6号小型圧力容器及び令6条17号イ、ロは除く)	ボ則63
18	特化27	特定化学物質作業主任者	技能講習	令別表第3の特定化学物質(1類・2類・3類)製造又は取扱(但し、試験研究の取扱業務は除く)	特化則28
19	鉛33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務1号から10号まで(但し、遠隔操作の場合は除く)	鉛則34
20	四アル14	四アルキル鉛等作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル業務1号から6号・8号(講習は18と同一)	四アル15
21	酸欠11	酸素欠乏危険作業主任者(第1種)	同上	酸素欠乏危険場所における作業(第一種酸素欠乏危険作業)	酸欠則11②
		酸素欠乏危険作業主任者(第2種)	同上	酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る)における作業(第二種酸素欠乏危険作業)	酸欠則11③
22	有機19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造又は取扱	有機則19の2
23	石綿19	石綿作業主任者	同上	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業、試験研究のため製造する作業、石綿分析用試料等を製造する作業	石綿則20

\*1：化学設備にかかる第一種圧力容器の場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習

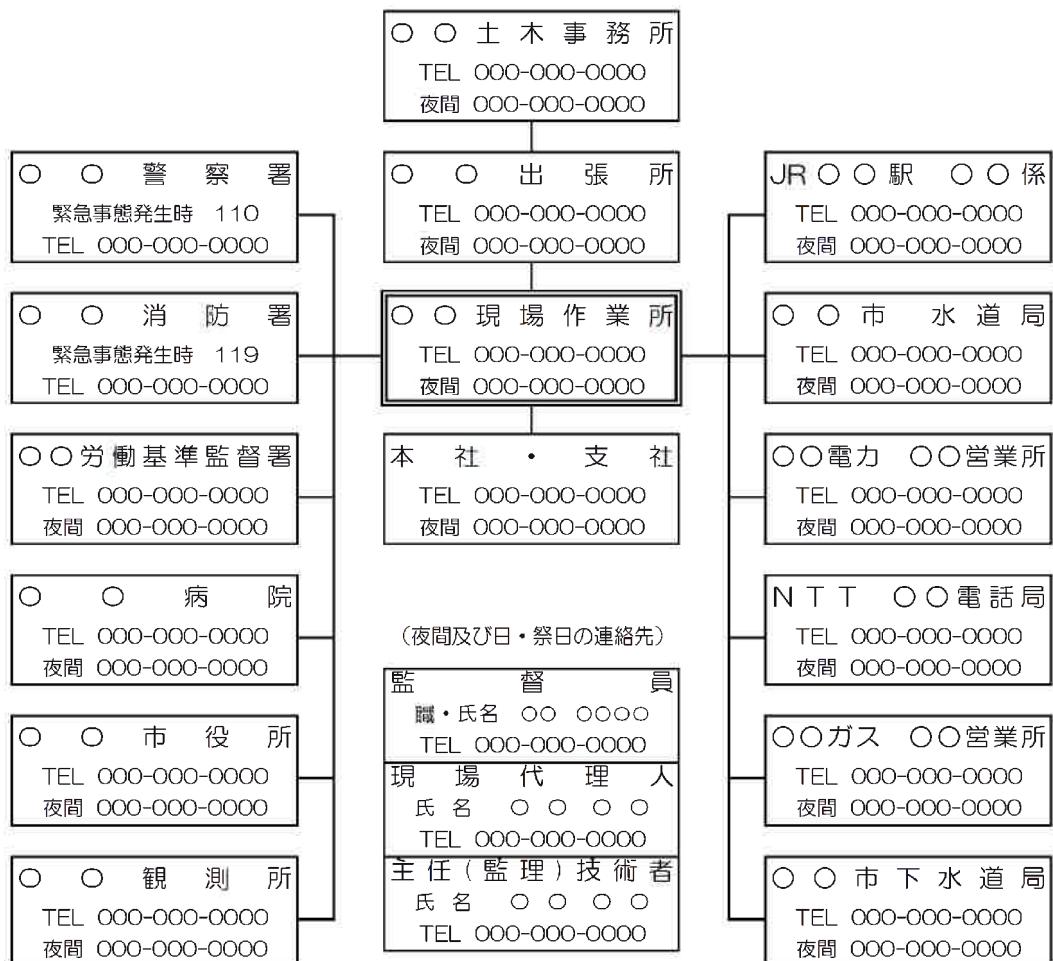
上記以外はボイラー技士免許(特級・1級・2級)、第一種圧力容器作業主任者技能講習(化学設備・普通)

## 5-10 緊急の対策及び対応

- 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
- 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。
- 不慮の事故が発生した場合には、監督員が指示する様式により早急に発注者に報告を行う。
- 天候が急変した場合や地震発生時の安全対策として、作業中止基準を定め記載する。**
- 工事期間・作業内容により、必要に応じて熱中症対策や潜水作業その他の注意も記載する。

### 【記載例】

#### 1. 緊急時の体制連絡系統図



※：本系統図は、緊急時の連絡以外の目的に供してはならない。

現場事務所等に標記する場合、電話番号は、発注者・受注者・その他関連施設の事務所の番号を基本とし、個人の電話番号は、必要に応じて記載する。

#### 2. 防災対策組織表

災害対策責任者	副災害対策責任者	災害対策員	○○ ○○
○○ ○○	○○ ○○	災害対策員	○○ ○○
		災害対策員	○○ ○○
		情報連絡係	○○ ○○
		車両・重機係	○○ ○○
		防護係	○○ ○○

### 3. 防災対策

- ① 梅雨期の気象状況は常に入手し、緊急事態に対応できるようにする。
- ② 緊急事態に際して即応できるように、次の救命用具等を常に整備しておくとともに、○○災害対策員が定期的にその数量を確認し、不足が生じた場合は、補給を行う。

(イ) 救命胴衣	枚
(ロ) 救命浮輪	個
(ハ) ロープ	m
(二) 土のう	袋
(ホ) かけや	本
(ヘ) スコップ	本
(ト) 杭(1.5m)	本
- ③ 大雨により緊急事態の発生が予想される場合は、別紙、「緊急時の体制及び対応」に記載している「防災対策組織表」の災害対策員(2名)が、巡回点検を実施する。
- ④ 災害対策責任者は、巡回員の報告を整理し、発注者等との連絡調整を適宜行い、周辺状況の把握に務める。
- ⑤ 危険箇所を発見した場合は、立入禁止等の防護処置を実施する。
- ⑥ 緊急事態に際し、巡回員等の危険防止及び円滑な連絡体制を確保するために、5月の安全訓練で予行演習を実施する。
- ⑦ 実際に緊急事態が発生した後、災害対策の実施状況を分析・評価し、災害対策の充実した取り組みに発展させる。

### 5-11 交通管理

- ・土木工事共通仕様書第1編1-1-32「交通安全管理」に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う
- ② 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- ② 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当業者・交通誘導警備員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。(交通誘導警備員については、名前、資格が判る資料を添付すること。)
- ③ 一般道路に係る工事の安全対策
- ④ 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- ⑤ 工事用道路を共有するときの対策
- ⑥ 一般道路上の材料又は設備等の保管・整理方法
- ⑦ 過積載防止対策

#### 【記載例】

1. 土運搬(ダンプトラック 10t)に対する安全対策
  - ① 土取場から現場までの運搬経路は別紙図面に添付。(省略)
  - ② 運搬路の一部に○○道を使用するため、住民に工事の概要・安全対策を説明し、十分に打合せを行う。
  - ③ 運搬時間は、AM○:○～PM○:○までとし、通勤・通学時間帯の運搬作業は行わない。
  - ④ 制限速度は、運搬路全線○○km/h とし、運転手に速度厳守を徹底する。
  - ⑤ 一般車両及び歩行者の通行については、安全の確保を最優先とするよう、交通誘導警備員及び運転手に徹底する。

## 2. 車両出入口及び交差点の安全対策

- ① 土取場出入口及び出入口から〇〇km先の見通しの悪いカーブ付近に、φ〇〇mmのカーブミラーを設置する。

## 3. 交通誘導員の配置計画

- ① 土取場出入口及び現場出入口に交通誘導員〇名を配置する。
- ② 交通誘導員には、笛、手旗を携帯させ一般車両・歩行者の安全確保に努めさせる。

## 4. 運搬路の維持補修

- ① 運搬路の未舗装部については、1日〇回(AM〇:〇～PM〇:〇)散水車により散水を行う。
- ② 運搬路の補修は、必要に応じ補修材を散布し補修する。又未舗装部は1週間に1回路面の不陸整正をモーターレーダー(W=2.4m)により行う。
- ③ 運搬作業中は、1日〇回車両運行管理者による巡回を実施する。
- ④ 清掃作業は、土捨場・現場出入口に清掃員を配置し清掃するとともに運搬路に土砂が落下した場合は、速やかに取り除き清掃する。
- ⑤ 防塵処理は、散水により実施するが、散水により処理できない個所については、必要に応じ塩化カルシウムを散布し実施する。

## 5. 車両運行に関する安全対策

- ① 現場内の運搬路は、常に走行に支障のないよう補修し、〇〇車両運行管理者が路面状況の確認を行う。
- ② 車両への過積載防止を徹底するため、車両運転手及び重機運転手に、安全訓練・安全会議等で、その主旨の教育を実施する。又、資材搬入時の過積載のチェックを行うと同時に、納入業者・下請業者にもその趣旨の周知徹底を図る。
- ③ 工事車両の作業実施日は、〇〇車両運行管理者の責任のもとに、道路交通法の遵守・運転手の体調のチェック等朝礼時に確認する。

## 5-12 環境対策

- ・工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を計ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。
  - ① 騒音・振動対策
  - ② 水質汚濁
  - ③ ゴミ・ほこりの対策
  - ④ 事業損失防止対策(家屋調査・地下水観測等)
  - ⑤ その他必要事項

### 【記載例】

1. 現場周辺調査の結果、周辺に井戸を生活用水としている家屋が5戸あることが判明し、場内え作業により井戸枯れを起こす可能性があり、事前調査を実施する。
  - ① 調査の目的→井戸枯れ発生時に即応し、住民の日常生活を確保する。
  - ② 調査方法→水替え作業前の水位・水深・水質を測定する。
  - ③ 追跡調査→水替え作業開始後、毎日午前・午後1回水位を測定する。
  - ④ 対応→水位に変動が見られた場合は、監督職員に報告し対応を協議するとともに、水道への切り替えがいつでも行えるように体制を整えておく。
  - ⑤ 調査に当たっては上記事項を住民に説明し、了解を得たのち実施する。
2. 重機への給油作業及びグリース補給の際に、流失事故を起こさないように指導し徹底させる。
3. 生コンクリート車の洗浄は、自社(生コン会社)に持ち帰り実施するように指導し徹底させる。

4. 現場内及び運搬路等の防塵対策として、必要に応じ散水車にて散水を実施し、又散水ができない個所については、塩化カルシウムの散布を行う。この時、過度の散水等により住民の迷惑とならないよう、路面の状況を車両運行管理者がパトロールし、常に把握する。
5. 重機の空ぶかし・バケットのゆさぶり、ダンプトラックの急発進、急停車等による騒音・振動は絶対しないよう、指導し徹底させる。
6. 以上2～5項について、朝礼・安全訓練等で指導を行うとともに、実施状況を把握し、周辺地域への影響を最小限とするよう努力する。

## 5-13 現場作業環境の整備

- ・現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。
  - ① 仮設関係
  - ② 安全関係
  - ③ 営繕関係
  - ④ その他必要事項

### 【記載例】

項目	目的	実施内容	実施場所
仮設関係	工事のPR	① 完成予想図 ② フラワーポット	現場出入口付近 〃
安全管理	作業環境の美化	① デザインフェンスの設置 ② 照明施設の設置	現場出入口付近 〃
営繕関係	作業環境の改善	① 更衣室の設置 ② トイレの水洗化	現場事務所・休憩所 〃

## 5-14 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

- ・再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。
  - ① 再生資源利用計画書
  - ② 再生資源利用促進計画書
  - ③ 処理委託業者名（建設廃棄物を運搬（委託）・処分を行う場合）
  - ④ マニフェスト使用の徹底
  - ⑤ 社内の管理体制（建設副産物対策の責任者の明確化）

なお、①②の詳細は、

- ・大分県ホームページ：<https://www.pref.oita.jp/site/recycle/recycle-guideline.html>  
を参照のこと

## 5-15 その他

- ・その他重要な事項について、必要により記載する。
  - ① 官公庁への手続き（警察、市町村）
  - ② 地元への周知
  - ③ その他

## ※総合評価落札方式について

### ・履行義務のある技術提案

総合評価落札方式で落札した工事の受注者は、履行義務のある技術提案等についての施工(実施)計画、履行確認及び検査の方法、その他必要な事項について監督員と協議のうえ確認し、工事着手前に提出する施工計画書に明記する。

履行義務のある技術提案等の内容に応じて、「主要機械」、「主要資材」、「施工方法」(主要機械、仮設備計画等を含む)、「施工管理計画」、「安全管理」、「交通管理」、「環境対策」、「現場作業環境の整備」等について、施工計画書に適切に反映し、監督員の確認を受ける。

### ・技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用

受注者は、「技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用」で評価された技能者を発注者に確認し、その活用計画を施工計画書等へ適切に反映させる。